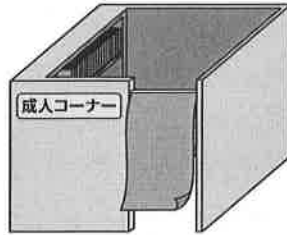


規則で定める有害図書等の区分陳列の方法等について

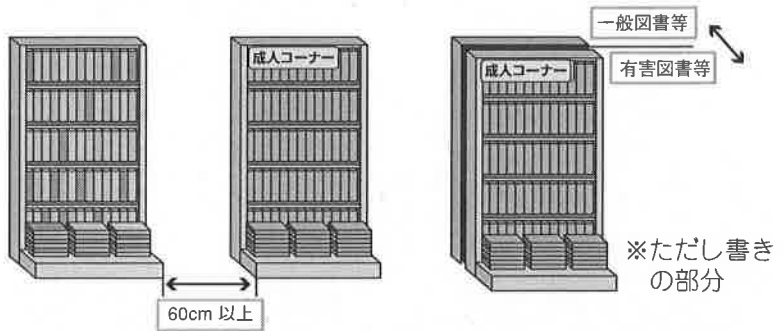
有害図書等の区分陳列方法

「規則で定める方法」とは、営業所の屋内の当該業務に従事する者が容易に監視することができる一定の場所に、以下のいずれかの方法で、他の図書等と区分して置かなければならないことをいいます。

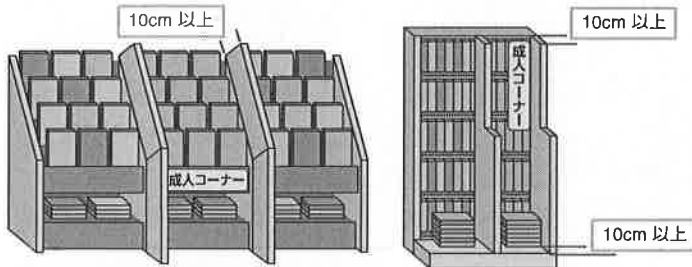
- ◆ 有害図書等を、間仕切り、ついたてその他の方法により容易に見通すことのできない場所を設け、当該場所に陳列する方法。



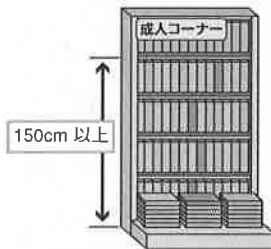
- ◆ 有害図書等を、それ以外の図書等を陳列する棚の外周から60センチメートル以上離れた棚に陳列する方法。ただし、有害図書等を陳列する棚を、それ以外の図書等を陳列する棚の背面に設置する方法を除く。



- ◆ 有害図書等を陳列する棚の前面から10センチメートル以上張り出した仕切り板（透視できない材質及び構造のものとする。）を設け、仕切り板と仕切り板との間に有害図書等をまとめて陳列する方法。



- ◆ 有害図書等を、床面から150センチメートル以上の高さの位置に背表紙のみが見えるようにして、まとめて陳列する方法。



- ◆ 有害図書等を、ビニール包装、ひも掛けその他の方法により容易に閲覧できない状態にして、まとめて陳列する方法。



青少年への販売等を禁止する旨の掲示方法

上記のいずれかの方法による区分陳列に加え、有害図書等を陳列する場所の見やすい箇所に、以下のように、有害図書等が青少年に販売、貸付け、閲覧等をさせることが禁止されている旨を掲示しなければなりません。

掲示の例

このコーナーの図書等は、「大分県青少年の健全育成等に関する条例」の規定により、青少年（18歳未満）に販売、貸付け、閲覧等をさせることが禁止されております。